

【NEWS RELEASE】

2019年5月10日

各 位

株式会社三井住友銀行

外貨建平準払学資保険「想いをはぐくむ大樹の学資」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2019年5月13日（月）より、外貨建平準払学資保険「想いをはぐくむ大樹の学資」（引受保険会社：大樹生命保険株式会社）の取扱を開始します。

大学等への進学率の増加・教育費の高額化に加え、多様なライフプランの選択から海外留学生も増加しており、教育にかかる費用が増加傾向にあります。

このような状況やお客さまのニーズに対応できるよう、日本よりも高金利な外貨を活用しながら、将来必要な教育資金を準備できる「外貨建平準払学資保険」を開発しました。なお、「外貨建」の学資保険の取扱は業界初（ ）となります。

（ ）大樹生命調べ（2019年3月末時点）。2019年3月末時点の生命保険会社各社のオフィシャルサイトにおいて、学資保険を調査対象としています。

本商品は、適用される為替レートや利率を保険期間を通じて固定するため、ご契約時に「円建の払込保険料総額」と「外貨建の受取金額」が確定します。また、適用される為替レートは、為替予約の仕組みを活用し、お申込時点の為替レートよりも円高水準で固定します。

また、学資金のお受取りは、大学入学前の高校3年生の11月からですので、推薦入学時の学費お支払時期に合わせてお受取いただけます。なお、ご契約者さまがお亡くなりになった場合の保険料払込免除が付保されていますので、死亡保障も合わせて備えることができます。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 外貨建平準払学資保険「想いははぐくむ大樹の学資」商品概要 >

項 目	内 容
契約通貨	米ドルまたは豪ドル
払込通貨	円 円換算払込特約付加（必須）により、全払込期間の保険料をその時点よりも円高水準で固定します。
契約年齢	契約者：16歳～69歳（性別によりご契約可能年齢が異なります） 被保険者：出生前140日～満8歳
保険料払込期間	5年・7年・10年・15年払、15歳払済 契約年齢等により、ご指定いただける払込期間が異なります。
最低払込保険料	月額5,000円（1,000円単位） 保険料総額（年間保険料×払込期間）78万円以上必要です。
保険料払込方法	月払・半年払・年払・全期前納
積立利率	保険期間満了まで固定
学資金支払開始年齢	17歳7か月を迎えた直後の11月1日 以後、22歳の契約応当日まで毎年受取
学資金種類	・学資金フラット型 ・初回学資金2倍型 据置期間満了時点で解約することにより、一括受取も可能です。
受取時の通貨	円換算支払特約の付加により、円での受取も可能です。 目標到達特約を付加し、目標到達した場合は円での受取りとなります。
解約返戻金	1．保険料払込期間中 下記算式にて算出します。 「積立金 - 解約控除（下記） - 為替変動調整額（下記）」 2．保険料払込期間満了後 積立金額と同額
保険料払込期間中の解約にかかる費用（解約控除）	最大4%（10年または払込期間の短い方）
保険料払込期間中の解約にかかる費用（為替変動調整額）	為替予約解消等による手数料と解約返戻金の変動 解約返戻金は、契約時と解約時の為替変動等によって増減します。

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。